

違反転用の是正に向けた取組について（案）

市農業委員会が県に提出した違反転用事案報告書が令和6年3月8日に受理され、盛土農地が許可を受けないで農地を転用している農地法違反の状態となった。

今後は、違反転用に対する一般的な流れ（資料3）のとおり是正指導を行っていくこととなる。

違反転用については、原則全量撤去となっているが、市農業委員会事務局の違反転用に対する是正に向けた対応案は次のとおりであり、市農業委員会で検討を進め、県・国との協議を進めていく。

1 是正に向けた取組

(1) 具体的な営農計画の検討

ア 農地所有者に対する調査

- ① 営農再開時期
- ② 耕作者
- ③ 作付け作物

イ 客土する場合に必要な客土量を筆ごとに調査

- ① 作付け作物に応じた客土量
- ② 客土の調達先

ウ 地域計画への反映

(2) スケジュールの検討

筆ごとに客土工事から営農再開までのスケジュールを検討する。

2 是正指導の対象者を特定

- (1) 土地所有者、施工業者、盛土材提供者へ再度の聞き取り、関係書類の徴取
- (2) (1)を基に、筆ごとに是正指導対象者を特定

3 県への報告等

- (1) 今後、上記1及び2について県へ報告予定
- (2) 上記報告に対する県からの照会への対応